

第1 監査の対象 経済部（産業労働課，観光課及び農業水産課）及び計画建築部（建設総務課，都市計画課，街なみ景観課，開発業務課，建築指導課，公共建築課及び住宅課）並びに財団法人湘南産業振興財団及びアクティオ株式会社に係る平成24年度（2013年2月末日現在）所管業務

第2 監査の実施日 2013年5月30日（木）

第3 監査を実施した委員

監査委員	青	柳	義	朗	
同		中	川	隆	
同		塚	本	昌	紀
同		渡	辺	光	雄

第4 監査の結果

1 産業労働課

(1) 委託料の執行は適正か

2月末日現在における委託料の執行状況は，大学連携型起業家育成施設支援事業ほか42件で，契約金額203,897,536円（単価契約等を除く。），支出済額223,436,950円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，13件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同完了届，同検査調書，支出命令等を調査した結果，仕様書の整備が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 補助金の執行は適正か

2月末日現在における補助金の執行状況は，平成24年度藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金ほか23件で，補助金額214,886,005円，支出済額103,418,350円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，12件を抽出して補助金交付申請書，同決定通知書（写），支出命令等を調査した結果，支払の遅延や補助金交付要綱の整備が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 使用料等の収入は適正か

ア 行政財産の目的外使用に係る使用料について

2月末日現在における行政財産の目的外使用に係る使用料の収入状況は，湘南地域連合の事務所ほか6件で，調定額及び収入済額ともに459,491円となっている。

これらが「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」，「同施行規則」，「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書，納入通知書等を調査した結果，収入済額は適正なものとして認められた。

イ 競輪事業に係る使用料等について

2月末日現在における競輪事業に係る使用料等の収入状況は，調定額 2,516,950,210円，収入済額 2,516,950,210円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて，入場券発売集計報告書，車券売上金等送金明細書，納入通知書等を調査した結果，収入済額は適正なものとして認められた。

2 観光課

(1) 委託料の執行は適正か

2月末日現在における委託料の執行状況は，平成24年度藤沢市観光案内業務ほか13件で，契約金額172,783,145円，支出済額162,086,921円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，9件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分検査調書，支出命令等を調査した結果，再委託の手続きがとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

2月末日現在におけるこの課が管理する施設は，片瀬東浜駐車場ほか9箇所となっている。

これらの施設が適切に維持管理されているかどうかについて，公有財産台帳（副本），附属図面等の調査を行うとともに，4月22日に現地調査をした結果，行政財産の目的外使用に係る手続きがとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

2月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は，片瀬東浜駐車場の（公社）藤沢市観光協会ほか10件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果は，次のとおりである。

(ア) 片瀬東浜駐車場について，不適切な目的外使用許可を行っていたので，今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

(イ) 所定の期間内に許可決定の通知がなされていないものがあるほか，目的外使用に係る

使用料の減免に関する基準を整備する必要があるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 施設敷地の借用について

2月末日現在における施設敷地の借用状況は、江の島サムエル・コッキング苑ほか 12件で、借用面積 7,519.86㎡、借用料等 201,321円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき、適切に執行されているかどうかについて、土地使用貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 観光施設使用料の収入は適正か

2月末日現在における江の島岩屋及び江の島サムエル・コッキング苑の使用料の収入状況は、調定額 182,970,905円、収入済額 181,654,409円となっている。

これらが「藤沢市江の島岩屋条例」,「藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、江の島岩屋入洞料収納日報,同月報,江の島岩屋入洞料・使用料減免申請書,同決定通知書,納付済通知書,収納金通知書(写)等を抽出して調査した結果,他施設との共通割引券の取扱方法が明確でないほか,減免の手続が定められた方法で取り扱われていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので,今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

3 農業水産課

(1) 委託料の執行は適正か

2月末日現在における委託料の執行状況は,産学連携マッチング事業業務ほか 28件で,契約金額 23,887,810円(単価契約分を除く。),支出済額 17,671,080円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,6件を抽出して業務委託契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分検査調書,支出命令等を調査した結果,支出済額は適正なものと認められた。

(2) 補助金の執行は適正か

2月末日現在における補助金の執行状況は,水田保全奨励事業補助金ほか 45件で,交付決定額 240,216,440円,支出済額 89,102,562円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,水田保全奨励事業補助金にあつては 35人を抽出し,湘南野菜生産奨励事業補助金にあつては 5団体を抽出し,藤沢市野菜生産出荷対策事業補助金,有機質資源再生センター運営事業補助金及び定置網漁船更新整備事業(定置網漁船新船建造事業)補助金にあつては全件について,補助金交付申請書,同決定通知書(写),支出命令等を調査した結果,支出済額は適正なものと認められた。

4 財団法人湘南産業振興財団

(1) 藤沢市からの受託事業について

2月末日現在におけるこの法人が市からの委託を受けて実施している事業は、藤沢市中小企業国際化支援事業ほか15件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」、「財団法人湘南産業振興財団契約に関する規則」、「財団法人湘南産業振興財団文書取扱規程」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約書、事業報告書等を調査した結果、見積書の提出に係る文書処理において、財団法人湘南産業振興財団文書取扱規程の規定に適合していないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

今後も引き続き、湘南地域の経済発展のため産業育成支援事業、情報システム事業等の拡大及び新規事業の開拓を進めるとともに、より一層の効率的な運営により経費削減を図り、収益力の向上に取り組まれない。また、組織の統合、広域化によるスケールメリットを生かし、制度の充実と積極的な会員拡大を図り、中小企業勤労者等の福祉の向上に努められたい。

なお、今後藤沢駅北口に新たな産業拠点施設が整備されることに伴い、この法人の当該施設への移転が予定され、その時点において施設運営事業が廃止されることとなることなどから、新たな経営環境を踏まえた中期経営計画の見直しに努められたい。

5 アクティオ株式会社

(1) 藤沢市労働会館に係る指定管理者の業務について

2月末日現在におけるこの法人が市からの指定（指定期間2010年(平成22年)4月1日から2015年(平成27年)3月31日までの5年間）を受けて実施している公の施設に係る管理業務は、藤沢市労働会館の管理運営業務で、平成24年度の同業務に要する経費の額は、54,060,000円となっている。

これが「藤沢市労働会館条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、基本協定書、年度協定書、仕様書、事業計画書、収支計算書、事業報告書等を調査した結果、業務の執行は適正なものと認められた。

また、5月2日に管理対象施設を現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

6 建設総務課

(1) 消耗品費の執行は適正か

2月末日現在における消耗品費の執行状況（課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。）は、29件357,676円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、4月12日に建設総務課において現地調査を行い、26件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、

支払先への調査は行っていない。)の範囲内において、事務処理は適正なものと認められた。

7 都市計画課

(1) 委託料の執行は適正か

2月末日現在における委託料の執行状況は、いずみ野延伸に向けた基本計画検討業務ほか1件で、契約金額22,953,000円、支出済額0円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書等を調査した結果、事務処理は適正なものと認められた。

(2) 消耗品費の執行は適正か

2月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、35件776,569円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、4月26日に都市計画課において現地調査を行い、14件について現物確認をした結果、実施した手続(市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。)の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

8 街なみ景観課

(1) 屋外広告物許可手数料の収入は適正か

2月末日現在における屋外広告物許可手数料の収入状況は、6,820件で、調定額3,540,050円、収入済額3,540,050円となっている。

これらが「藤沢市屋外広告物条例」、「同施行規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、2月分を抽出し、屋外広告物設置等許可申請書、受付台帳、収納金通知書、納入済通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

また、5月2日に窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は申請書の内容に基づく手数料の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 消耗品費の執行は適正か

2月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る。)は、16件253,342円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を抽出して調査するとともに、5月13日に街なみ景観課において現地調査を行い7件について現物確認をした結果、納品書が保管されていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

9 開発業務課

(1) 開発許可等申請手数料の収入は適正か

2月末日現在における開発許可等申請手数料の収入状況は、1,628件で、調定額 8,527,260円、収入済額 8,523,970円となっている。

これらが「都市計画法」、「同施行令」、「藤沢市手数料条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、開発行為許可申請手数料にあつては57件、宅地造成工事許可申請手数料にあつては11件を抽出して、その他の手数料にあつては全件について、申請書、収入済通知書、開発許可台帳、建築許可受付台帳、宅造許可台帳等を照合調査した結果、関係計数は一致し、収入済額は適正なものと認められた。

また、4月18日に窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は各種申請書の内容に基づく手数料の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

10 建築指導課

(1) 建築確認申請等手数料の収入は適正か

2月末日現在における建築確認申請等手数料の収入状況は、1,037件で、調定額 15,650,200円、収入済額 15,650,200円となっている。

これらが「建築基準法」、「同施行令」、「藤沢市手数料条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、2月分を抽出し、建築確認等申請書、収納金通知書及び金銭登録機記録シートを照合調査した結果、関係計数は一致し、収入済額は適正なものと認められた。

また、4月22日に窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は各種申請書の内容に基づく手数料の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

11 公共建築課

内部統制に係るヒアリングを実施した。

12 住宅課

(1) 市営住宅の管理状況は適切か

2月末日現在におけるこの課が管理する用地及び施設は、25箇所となっている。

これらの管理状況を公有財産台帳(副本)等の調査の及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

ア 施設の維持管理について

(イ) 公有財産台帳等の整備状況等

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうか等について調査した結果、入居の承継承認等に係る申請に対する審査が十分でないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務

を執行するに当たり留意されたい。

また、前回の監査時に指摘した次の事項について未だ改善されていないので、必要な措置を早急に講じられたい。

- a 直接建設型の市営住宅の自動車駐車場について、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付の申請に当たって添付することとされている自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面を当該自動車駐車場について何ら権原を有しない者が発行していた。
- b 直接建設型の市営住宅（サンシルバー藤沢住宅及び緑ヶ丘住宅）のエレベーター設備について、施設管理者以外の者が保守点検業務委託契約を締結していた。

(イ) 現地調査

4月24日に10箇所を抽出して現地を調査した結果は、次のとおりである。

- a 鶺鴒住宅において、自動車駐車場として位置付けをせずに、かつ、使用許可手続及び使用料の徴収をせずに、その敷地を自動車駐車場として使用させていたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。
- b 窓の手すり部分にエアコンディショナーの室外機が設置されているものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

2月末日現在の行政財産の目的外使用許可の状況は、東日本電信電話㈱ほか53件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定方法に誤りがあるものがある（算定額は所定の方法による算定額と同額であった。）など事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 市営住宅使用料の収入は適正か

2月末日現在における市営住宅使用料の収入状況は、現年度分が調定額327,193,962円、収入済額321,732,087円、収入未済額5,461,875円（納期未到来分を含む。）、収入率98.3%となっている。また、過年度分は、調定額10,476,948円、収入済額1,572,564円、収入未済額8,904,384円、収入率15.0%となっている。

ア 収入状況について

「藤沢市市営住宅条例」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうか

について、調定書、収納金通知書、納付済通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

イ 使用料の決定について

市営住宅の使用料は、公営住宅法施行令で定める入居者の収入に応じた家賃算定基準額に、住宅ごとの立地、規模、経過年数及び利便性の各条件を加味して算定されている。

これら使用料の決定が入居者の収入に応じて適正になされているかどうかについて抽出して調査した結果、適正なものと認められた。

(3) 委託料の執行は適正か

2月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市市営住宅等の管理運営業務ほか 2件で、契約金額 102,572,480円、支出済額 101,730,480円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」、 「藤沢市市営住宅条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、仕様書、基本協定書、支出命令等を調査した結果、仕様書等の内容の一部に見直しが必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。